

国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第19条及び第20条の規定に基づき農林水産大臣が定める責任準備金及び支払備金の算定方法について

国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成13年農林水産省令第48号。以下「財務会計省令」という。）第19条及び第20条の規定に基づき農林水産大臣が定める責任準備金及び支払備金の算定方法は次のとおりとする。

（責任準備金）

第1条 財務会計省令第19条に規定する責任準備金の算定は、次の各号により計算した額の合計額とし、その合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

- 一 純保険料の額に対応する責任準備金については、次のイ及びロの合計額
  - イ 当年度に始期がある保険年度（当該保険契約の保険期間の始期の属する日（以下「始期日」という。）又は年応当日（始期日の属する年の翌年以後の各年における当該始期日に応当する各日をいう。）から、当該始期日又は年応当日の直後の各年応当日の前日までの各期間（当該保険契約の保険期間内に限る。）をいう。以下同じ。）に対応する保険料（以下「当年度対応保険料」という。）のうち純保険料の額から、当該純保険料に係る還付金で当年度に支払ったものの額を控除した額に割引分に相当する額を加えた額の100分の50に相当する額
  - ロ 次年度以降の年度に始期がある保険年度に対応する保険料（以下「次年度以降対応保険料」という。）の純保険料の額から、当該純保険料に係る還付金で当年度に支払ったものの額を控除した額に割引分に相当する額を加えた額
- 二 付加保険料の額に対応する責任準備金については、次のイ及びロの額の合計額
  - イ 当年度対応保険料のうちの付加保険料の額から当年度対応保険料に応じて要する契約管理事務費及び墳補事務費の額、契約初年度に要する契

約事務費の額並びに当該付加保険料に係る還付金で当年度に支払ったものの額を控除した額に割引分に相当する額を加えた額の100分の50に相当する額

- 次年度以降対応保険料の付加保険料の額から次年度以降対応保険料に応じて要する契約管理事務費の額並びに当該付加保険料に係る還付金で当年度に支払ったものの額を控除した額に割引分に相当する額を加えた額

(支払備金)

第2条 財務会計省令第20条に規定する支払備金の算定は、当年度及び前年度に始期がある保険年度に対応する保険料の純保険料相当額の2分の1の35%に相当する額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。